

3. 計画相談支援(サービス等利用計画)・障害児相談支援(障害児支援利用計画)について

(1) サービス等利用計画とは

障がい者の心身の状況、置かれている環境やニーズを把握し、本人の意向に合わせて、総合的な支援方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組合せ等について検討した総合的な支援計画のことです。

市は提出されたサービス等利用計画（案）を勘案し、サービスの支給決定を行います。市が行う支給決定の根拠となりますので、支給決定を受けるすべての利用者にサービス等利用計画が作成されます（地域生活支援事業のみ決定者を除く）。

また、介護保険と併用して障害福祉サービスを利用している方については、基本的に介護保険のケアプラン作成対象であるため、障害福祉サービスを含めたケアプランがあれば、サービス等利用計画の作成は必要ありません。ただし、障害福祉サービス特有のサービスを利用している等、ケアプランと併せてサービス等利用計画の作成が必要と認められる方については、作成対象とする場合があります。

(2) サービス等利用計画は誰が作成するのか？

サービス等利用計画は、指定特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所の相談支援専門員が作成します。

対象者にどこの指定特定・障害児相談支援事業所が入っているかは、受給者証を確認してください。

障害福祉サービスと障害児通所支援を併用している児童については、障害児通所受給者証のみに事業所名等を記載しており、障害福祉サービス受給者証には『障害児相談支援給付あり』と記載しています。

※本人が希望する場合は、サービス等利用計画の代わりにセルフプランを作成することができるようになっています。セルフプランの場合は、本人や家族、支援者等が作成することが想定されています。

(3) モニタリング（継続サービス利用支援）とは

サービス等利用計画が適切であるかを検証し、サービス等利用計画の見直しを行い、関係者等との連絡・調整や、必要な場合はサービス申請（新規・変更）の申請の勧奨を行います。モニタリング期間は、1か月ごと、3か月ごと、6か月ごと等、個別の対象者ごとに設定します。

受給者証

(五)

計画相談支援給付費の支給内容	
支給期間	平成28年10月から 平成29年9月まで
指定相談支援事業所名 ●●●相談支援センター	
モニタリング期間 ●月ごと (平成29年3月～平成29年9月)	
予備欄 モニタリング実施月 H29.3 H29.9	
特定障害者特別給付費の支給内容	
施設入所支援	
支 給 額	406円／日
適 用 期 間	平成28年7月1日から平成29年6月30日まで
共同生活援助又は重度障害者包括支援	
支 給 額	円／月
適 用 期 間	
予備欄	

計画相談支援を担当する指定特定相談支援事業所名が記載されます。

モニタリングを行う期間が記載されます。

モニタリングの実施月が記載されます。

(4) サービス等利用計画と個別支援計画等との関連性について

サービス等利用計画は、相談支援専門員が障害福祉サービス等の利用を希望する障がい者の総合的な援助の方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成するものであり、個別支援計画は、サービス管理責任者等がサービス等利用計画における総合的な援助の方針を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成するものです。

そのため、サービス等利用計画と個別支援計画等との間に齟齬がないよう、サービス担当者会議等を利用して調整していく必要があります。

サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。

指定特定相談支援事業者 (計画作成担当)

アセスメント

- ・障害者の心身の状況
- ・その置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・現に受けているサービス
- ・サービス利用の意向
- ・支援する上で解決すべき課題
- ・その他

サービス等利用計画

- ・生活に対する意向
- ・総合的な援助の方針
- ・解決すべき課題
- ・サービスの目的(長期・短期)
- ・その達成時期
- ・サービスの種類・内容・量
- ・サービス提供の留意事項

障害福祉サービスに加え、保健医療サービス、その他の福祉サービスや地域住民の自発的活動なども計画に位置づけるよう努める。

複数サービスに共通の支援目標、複数サービスの役割分担、利用者の環境調整等、総合的な支援計画を作成。

サービス事業者

サービス事業者

アセスメント

- ・置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・利用者の希望する生活
- ・課題
- ・その他

個別支援計画

- ・サービス等利用計画を受けて、自らの障害福祉サービス事業所の中での取組について具体的に掘り下げて計画を作成するよう努める。

※平成23年10月31日厚生労働省障害保健福祉関係主幹課長会議資料より

また、2つの計画の役割や関係性について『障がい者地域生活支援計画サポートブック』では、以下のように表現されています。

【関係】

「設計図」＝サービス等利用計画

「施工図」＝個別支援計画書

家を建てることは、人生において大きなイベントです。かつては近所の大工の棟梁が設計図も施工図も担い、職人とともに改築も含め一生面倒を見てくれていました。しかし、人口増と高度経済成長を経て、持家を希望する人が増え、効率とスピードが求められるようになり、専門家である建設会社に頼むことが多くなりました。建設会社は、営業マンや設計士が施主の希望を聞いて、設計図を作り、それを元に工事責任者が施工図を作ります。

「設計図」とは、設計者が施主（発注者）や公的機関に提出するために政策する図面で、部屋の広さや高さ、形状がわかる図面です。

「施工図」は、設計図を元にして、壁の厚さ、材料の厚さ、高さなど、実際の現場を管理する人が必要な寸法を決定しながら作成する図面です。この図面を元に、各職種が材料の手配、加工などを行います。

ひとつの家を作り上げるには、複数の職種の仕事がうまく調和していかなければならず、大工さん、建具屋さん、クロス屋さん、電気屋さん等、複数に及びます。それそれが、自分の仕事以外の寸法や形状を理解していかなければ、自分の仕事が納まらなくなってしまったり、作り直すことになったりします。すなわち、チーム支援であり、その全体管理マネージャーが設計士（設計事務所）または営業マン（建設会社）なのです。施工管理は、現場責任者です。

計画相談支援は、これまでの生活を見直し、新たなサービスを導入する、あるいは変更するための地域生活支援計画を立て直すことです。障がい者の多くは、生活を送るうえでの人生設計図すなわち、計画相談支援が必要となります。そこで、「設計図」＝「サービス利用計画」「施工図」＝「個別支援計画書」に置き換えると、2つの計画の関係性が理解しやすくなります。

【役割】

2つの計画はそもそも利用者の地域生活及び夢の希望の実現のための計画であることから、両者は並列・協働の関係にあると言えます。しかし、図1のように機能や役割に違いがあると言えます。つまり、サービス等利用計画は生活全般をアセスメントし、

利用者の願いを中心に生活や支援の全体像を示す機能があり、そこから障害福祉サービス等の必要性を見立てたもので、支給決定の根拠となる役割があります。

一方、個別支援計画は必要なアセスメントをさらに深め、利用者の願いを具現化する機能があり、より具体的な支援内容を盛り込んだもので、サービス提供の根拠となる役割があります。

また、チームアプローチの視点からは、サービス等利用計画は利用者はもとより、複数の事業者の支援の足並みを揃えるために必要であり、個別支援計画も本人はもとより、事業所内の支援者の足並みを揃えるために必要なものであるといえます。

2つの計画の特徴としては、サービス等利用計画は、サービス等をつなげたり、広げたりするところに特徴があり、個別支援計画はサービス等を深めるところに特徴があるといえるのではないでしょうか。

また、利用者にとってサービス等利用計画は「人生の設計図」となるものであり、個別支援計画は利用者にとっての「夢や希望の道標」となるものといえるでしょう。

大雑把なたとえをするならば、サービス等利用計画は引いて全体を見渡す「鳥の目」であり、個別支援計画は近くで丁寧にきめ細かくみる「虫の目」であると言えるのではないでしょうか。

図1 サービス等利用計画と個別支援計画の関係性

サービス等利用計画 (人生の設計図となるもの)	個別支援計画 (夢や希望の道標となるもの)
生活全般のアセスメントをし、本人の願いを中心に、生活や支援の全体像を示したものであり、障害福祉サービス等の必要性を見立てたもの。	必要なアセスメントをさらに深め、本人の願いをかなえるために、より具体的な支援内容を盛り込んだもの。
支給決定の根拠となる 本人はもとより、複数の事業者が同じ方向を向いて支援していくべき指針となるもの。	サービス提供の根拠となる 個別支援計画は、事業所内の職員が本人と同じ方向を向いて支援していくべき指針となるもの。
【特徴】サービス等を「つなげる」「広げる」支援	【特徴】サービス等を「深める」支援

